

## 議案第 23 号

おいらせ町史跡等公園条例の制定について

おいらせ町史跡等公園条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

一里塚公園及び巨樹の里の管理に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定により必要な事項を定めるため提案するものである。

## おいらせ町史跡等公園条例

### (設置)

第1条 史跡等（文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び青森県文化財保護条例（昭和50年青森県条例第46号）の規定に基づいて指定された文化財並びにおいらせ町文化財保護条例（平成18年おいらせ町条例第98号）の規定に基づいて指定された町文化財をいう。）の保存及び活用を図るとともに、郷土の歴史、文化及び自然に親しむ場を提供することにより、おいらせ町の教育、文化、学術の発展に寄与するため、おいらせ町史跡等公園（以下「史跡等公園」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 史跡等公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一里塚公園	おいらせ町浜道89番地66
巨樹の里	おいらせ町東下谷地8番地

### (行為の制限)

第3条 史跡等公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために史跡等公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為が公衆の史跡等公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、管理上必要な

条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第4条 史跡等公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 史跡等公園及びその施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) みだりに火気を使うこと。
- (9) 史跡等公園をその用途外に利用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が史跡等公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(原状回復の義務)

第5条 利用者は史跡等公園の利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が当該利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第6条 故意又は過失により史跡等公園の施設、設備、備品等をき損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理運営)

第7条 史跡等公園は、教育委員会が管理する。ただし、効率的に運営

するため、管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第168号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

（指定管理者の業務）

第8条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 史跡等公園の使用許可に関する業務
- (2) 史跡等公園の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、史跡等公園の管理を行わなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。